



最高裁秘書第2350号

平成29年6月14日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



司法行政文書の開示についての通知書

平成28年10月12日付け（同月13日受付，最高裁秘書第3240号）で申出のありました下記の司法行政文書の開示について，別紙のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

60期から68期までの司法修習生について，修習期別・罷免事由別に司法修習生を罷免された人の数が分かる文書

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(別 紙)

修習期	罷免者数				
	1号	2号		3号	
		考試不合格	その他	考試不合格	その他
現行60期	0	0	0	70	9
新60期	0	0	0	76	5
現行61期	0	0	0	33	5
新61期	0	0	0	113	6
現行62期	0	0	0	23	0
新62期	0	0	0	75	3
現行63期	0	1	0	27	2
新63期	0	0	0	89	7
現行64期	0	0	0	24	1
新64期	0	0	0	56	4
現行65期	0	0	0	5	0
新65期	0	0	0	41	8
66期	0	0	0	43	9
67期	0	0	0	42	5
68期	0	0	0	33	7

(注) 罷免事由は司法修習生に関する規則第18条各号による。